

一般社団法人 八王子協同エネルギー 定款

# 定 款

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人八王子協同エネルギーと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目 的)

第3条 当法人は、エネルギーの地産地消の実現を目指し、市民が力を合わせて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー普及に関する事業を行い、持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 再生可能エネルギーによる発電、売電、その他導入に係る事業
- 二 再生可能エネルギー普及並びに政策提言を目的とする調査・研究事業
- 三 省エネルギーの推進と節電に係る相談事業
- 四 防災・環境保全、食糧問題、資源循環に係る物品販売業、教育事業
- 五 当法人の事務拠点及び地域の住民が交流し、協議するための場所の整備と運営
- 六 その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告により公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

### (機 関)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人
- 二 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人
- 三 団体会員 この法人の事業を援助するために入会した団体

### (入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定める書式による申し込みを行い、理事会の承認を得るものとする。

### (経費負担)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という）によって当該会員を除名することができる。

- 一 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対して、通知するものとする。

### (会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- 二 2年度を超えて入会金及び会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年度1回、毎事業年度経過後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

二 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事のうち1名が行う。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、正会員に対し、会日の1週間前までに発する。

3 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(社員総会の権限)

第 19 条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- 一 入会金及び会費の額
- 二 理事会において社員総会に付議した事項

(決議)

第 20 条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定めた事項

(代理)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員又は賛助会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 1 名以上

2 理事のうち、2 名を代表理事とする。

3 理事のうち、若干名に業務執行権限を与え、常務理事とする。

(選任)

第 24 条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、常務理事は、理事会の決議によって定める。

(理事の職務権限)

第 25 条 代表理事は、当法人を代表して、その業務を執行する。

2 常務理事は、担当する業務を執行する。

3 代表理事、常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で、2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 27 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。

2 監事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了するときまでとする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(役員の報酬)

第 29 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引。
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引。

(責任の一部免除又は限定)

第 31 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人は理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 二 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 三 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- 四 理事の職務の執行の監督

(理事会の招集権者)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会であらかじめ定めた順序にもとづき他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条3項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の募集)

第40条 当法人は、基金（一般法人法に定める基金をいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる。

2 当法人は、基金の募集及び割当、払込み等の手続きに関しては、理事会の決議を要する。

3 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

4 返還する基金の総額について、定時社員総会の決議を経るものとする。

5 基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項について、理事会において別に定めるものとする。



(基金の拠出者の権利)

第 41 条 基金の拠出者は、返還する基金の額、返還の時期、返還を行う場所及び返還の方法その他に関して当法人が定時社員総会の決議により定める返還の手続に従って、拠出した基金の返還を受けることができる。ただし、基金の拠出者に返還する基金の総額は、一般法人法第 141 条 2 項に定める限度額を超えないものとする。

2 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権について当法人から利息の支払いを受ける権利を有しない。

3 基金の拠出者は、社員総会における議決権その他当法人の運営に関する権限を有しない。

(基金返還の手続)

第 42 条 基金の拠出者が拠出した基金の返還を請求するには、返還を請求する日の属する事業年度末日から起算して 3 か月以前に当法人に対し、基金の返還を求める書面を提出しなければならない。

(基金返還請求権の譲渡)

第 43 条 基金の拠出者が、基金返還請求権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当法人の承認を得るものとする。

2 基金返還請求権の譲渡を受けた者は、当該譲渡があったときに、基金の拠出者となったものとみなす。死亡した基金の拠出者の基金返還請求権を相続した者も同様とする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 3 月 28 日から翌年 3 月 27 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- 一 事業報告書及びその附属明細書
- 二 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 46 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更、解散及び精算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

## 第9章 付則

(事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、第44条の規定に係わらず当法人成立の日から平成27年3月27日とする。

(設立時役員)

第51条 当法人の設立時役員は以下の通りである。

設立時理事 田中拓哉

設立時理事 加藤久人

設立時理事 榎本知子

設立時理事 松田奈津子

設立時監事 熊谷伸一郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 当社団の設立時社員の氏名及び住所は以下のとおりである。

設立時社員 東京都八王子市北野町

田中 拓哉

設立時社員 東京都八王子市中野上町

榎本 知子

設立時社員 東京都八王子市高尾町

加藤 久人

設立時社員 東京都八王子市松が谷  
遠藤 和生  
設立時社員 東京都八王子市元八王子町  
針生 洋介  
設立時社員 東京都八王子市初沢町  
福永 和真  
設立時社員 東京都八王子市片倉町  
熊谷 伸一郎  
設立時社員 東京都八王子市北野台  
松田 奈津子  
設立時社員 東京都八王子市高尾町  
奥田 さが子  
設立時社員 東京都八王子市明神町  
橋本 洋子  
設立時社員 東京都八王子市北野町  
鳴海 有理

(法令の準拠)

第 53 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。  
以上、一般社団法人八王子協同エネルギーを設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成 25 年 11 月 29 日